

松涛園ホームヘルパーステーション重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊北福祉会
- (2) 法人所在地 山口県下関市豊北町滝部11042番地1
- (3) 電話番号 083-784-1000
- (4) 代表者氏名 理事長 宮田 和弘
- (5) 設立年月 昭和49年6月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業 平成18年9月1日指定
下関市 3570102800号
- (2) 事業の目的 指定訪問介護事業は、介護保険法令に従い、契約者（利用者）が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービス提供します。
- (3) 事業所の名称 松涛園ホームヘルパーステーション
- (4) 事業所の所在地 山口県下関市豊北町大字神田上1893番地
- (5) 電話番号 083-788-0026
- (6) 管理者 秋枝 淳司
- (7) 当事業所の運営方針 指定訪問介護は、介護保険法令に従い、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、サービスを提供します。
- (8) 開設年月日 平成18年9月1日
- (9) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
養護老人ホーム 平成 3年4月1日 定員50名
指定通所介護事業 平成12年4月1日指定 下関市 3577800091号 定員30名
- (10) 通常の事業の実施地域 下関市豊北町内
- (11) 営業日及び時間 営業日 年中無休
営業時間 午前7時～21時

3. 職員体制

主な職員の配置状況 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者（常勤兼務）	1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者（常勤専従）	1名	事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
訪問介護員等（非常勤専従）	9名	指定訪問介護の提供にあたる。
事務職員（兼務）	1名	必要な事務を行う。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- ・利用料金が介護保険から給付される場合
- ・利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条 第9条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

- ・身体介護 入浴 排泄 食事等の介護
- ・家事援助 調理 洗濯 買物等の援助

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

①身体介護

- 入浴介助 入浴介助または、入浴困難な方は体を清拭します。
- 排泄介助 排泄の介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助 食事の介助を行います。
- 体位変換 体位の変換をいたします。
- 通院介助 通院の介助をいたします。

②家事援助

- 調理 ご契約者の食事の用意を行います。
(ご家族分の調理は行えません)
- 洗濯 ご契約者の衣類等の洗濯を行います。
(ご家族分の洗濯は行えません)
- 掃除 ご契約者の居室等の掃除を行います。
(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行えません)
- 買物 ご契約者の日常に必要な物品の買物を行います。
(貯金・預金の引き出しや預入は行いません)

③利用料金

それぞれのサービスについて平常の時間帯（午前8時～午後6時）での料金は別表のとおりです。

「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

ア 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準に必要な時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

イ 平常時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- 夜間（午後6時から午後10時まで） 25%
- 早朝（午前6時から午前8時まで） 25%
- 深夜（午後10時から午前6時まで） 50%

ウ 新規の利用者へ訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回もしくは初回月にサービス提供または同行した場合、利用者、家族からの要請を受け緊急にサービスを提供した場合は以下の料金が発生します。

初回加算 200単位/月 緊急時訪問加算 100単位/1回

エ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

○2人の訪問介護員でサービスを行う場合

- ・体重の思い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為等が見られる方へサービスを行う場合

オ 契約がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

カ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条 第9条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の全額負担となります。

- ① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。利用料金は、介護保険における利用料金と同様です。

(3) 交通費 (契約書第9条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際して、要した交通費の実費をいただきます。

- ・実施地域を超えた場合は1キロメートル当たり20円とします。

(4) 利用料金のお支払方法 (契約書第9条参照)

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌日末までに支払うものとします。

支払方法は、ご契約時の際に確認いたします。

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第10条参照)

①万が一利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替 (契約書第6条参照)

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その

他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出る事が出来ます。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護が事業所に連絡する場合、電話等を使用させていただくことがあります。

(4) サービス内容の変更（契約書第11条参照）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第15条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為または医療補助行為② 利用者もしくはその家族からの物品等の授受③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④ 飲酒及び利用者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|---|

6. 緊急時における対応方法

訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び当該利用者の家族に連絡知る等の措置を講ずるとともに管理者に報告します。

訪問介護員等は訪問介護実施中に天災その他の災害が発生した場合は必要によりサービス利用者の避難などの措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従います。

7. 事故発生時の対応について

介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、利用者の家族等に連絡をとり、必要な措置を講じます。当事業所の責めによる事故の場合、誠意を持って損害賠償、原因の解明、再発防止のための対策を行います。

○当事業所では、下記の損害賠償責任保険に加入しています。

契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

加入者 豊北福社会

8. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待に防止に係る責任者

役職：サービス提供責任者 氏名：木下 智子

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 担当者 木下智子

○受付時間 7時から21時まで

TEL 083-788-0026 FAX 083-788-0646

(2) 行政機関その他苦情受付機関

下関市福祉部介護保険課事業者係

住所 下関市南部町1番1号

TEL 083-231-1371

Fax 083-231-2743

受付日時 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）

山口県国民健康保険団体連合会

住所 山口市朝田1980番地7 国保会館

TEL 083-995-1010

Fax 083-934-3665

受付日時 午前9時00分～午後5時00分（土、日、祝日、年末年始を除く）

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した間近の年月日	無
実施した評価機関の名称	無
評価結果の開示状況	無

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い同意を得たので交付しました。

松涛園ホームヘルプステーション

説明者 氏名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

利用者住所 _____

氏 名 _____ ㊞

代理人住所 _____

氏 名 _____ 続柄 _____ ㊞